

東町一丁目他 4 交差点予備・詳細設計測量業務委託 仕 様 書

第 1 章 総 則

第 1 条 適用の範囲

本仕様書は「東町一丁目他 4 交差点予備・詳細設計測量業務委託」に適用する。

第 2 条 業務の実施基準

- 1) 本業務は本仕様書によるほか、設計業務等共通仕様書（令和 7 年 10 月 熊本市）、測量業務共通仕様書（令和 7 年 10 月 熊本市）等業務に関する法令、規則、基準、指針を遵守しなければならない。
- 2) 本仕様書は、本業務に必要な諸元及び資料の内主要な事項のみを示したものであるから、これらに記載していない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。

第 3 条 業務上の疑義

- 1) 業務上において不明な点又は疑義を生じた場合は速やかに委託者の指示を受けるものとする。またその時期を失して手戻りのないよう注意しなければならない。
- 2) 検討及び調査の詳細については、委託者の指示に従うものとする。その他の業務上の質疑及び不明点については調査職員と協議するものとする。

第 4 条 配置技術者

- 1) 管理技術者は、①又は②の資格を有する者を配置すること。
 - ① 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を道路）又は総合技術監理部門（選択科目を建設-道路とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者。
 - ② R C C M(道路部門)の登録を受けている者。
- 2) 照査技術者については、共通仕様書に示す照査技術者の条件を満たす者であることとする。

なお、当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務できないものとする。
- 3) 担当技術者には、①又は②の資格を有する者を 1 人以上配置すること。なお、管理技術者が兼務することを妨げるものではない。
 - ① 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を道路）又は総合技術監理部門（選択科目を建設-道路とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者。

- ② R C C M(道路)の登録を受けている者。

第5条 訂正

業務終了後といえども、成果に誤りがあった場合は、受託者は責任をもって直ちに訂正しなければならない。

第6条 資料等の貸与

- 1) 本業務に必要な資料で委託者の所有するものについては貸与する。なお貸与された資料は受託者が責任をもって管理すること。なお、貸与された資料の返却時期については、調査職員と協議すること。
- 2) 貸与する資料については以下の通り。なお、業務遂行にあたり新たに必要となる資料が明らかになった場合は、調査職員と協議すること。
 - ・過年度「主要地方道 熊本益城大津線東町一丁目交差点外渋滞対策検討業務委託」成果品一式
- 3) 受託者は貸与資料について照査を行い、疑義等がある場合は調査職員と協議すること。

第7条 機密の厳守

受託者は、本業務に関する全ての事項について機密を厳守し、他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

第8条 業務計画

受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を提出し、委託者と打ち合わせを行うこと。また、業務計画書の計画工程表に基づき、業務進捗の管理状況を週報（週1回）に記載し、提出しなければならない。週報の提出方法については調査職員と協議すること。業務計画書に記載する事項は以下の通りとする。

- ① 業務概要
- ② 実施方針
- ③ 業務工程
- ④ 業務組織計画
- ⑤ 打合せ計画
- ⑥ 成果物の品質を確保するための計画
- ⑦ 成果物の内容、部数
- ⑧ 使用する主な図書及び基準
- ⑨ 連絡体制(緊急時含む)
- ⑩ 使用する主な機器
- ⑪ その他調査職員が指示するもの

第9条 検査

受託者は成果品の引き渡しに当たっては期限を厳守し、かつ検査員の検査を受け入れなければならない。また、成果品の引き渡し後において、受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は受託者の負担において所要の訂正、又は修正を行うこと。

第10条 協議打合せ

打合せは以下を想定している。なお、打合せ回数に変更が生じる場合は、調査職員と協議し、業務上必要と認められる場合には、契約変更の対象とする。また、打合せを行う場合においては、管理技術者が立ち会うものとする。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1) 業務着手時 | 1回 |
| 2) 中間打合せ | 2回 |
| 3) 成果品納入時 | 1回 |
| 4) 関係機関打合せ協議 | 1回（交通管理者を想定） |

第11条 提出書類

- 1) 受託者は、委託者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、委託者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
- 2) 受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3) 受託者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けたうえで、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。また、登録した場合は、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから委託者にメール送信し、速やかに委託者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第12条 ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、委託者、受託者の協力のもと取り組むものとする。

第13条 業務期間

業務期間については契約日から令和8年（2026年）9月30日までとする。

第14条 その他

- 1) その他関連業務と調整を行い、円滑な業務遂行に努めること。
- 2) 設計書・仕様書等に記載なき事項で疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議し、その指示に従うこと。

第2章 業務内容

第1条 業務目的

本業務は、第2空港線における、東町一丁目他4箇所の交差点の測量・設計業務を行うもの。当該交差点は慢性的な交通渋滞を引き起こしているため、交差点形状を変更し、渋滞の緩和を目的とする。

第2条 業務内容

1) 測量業務

東町一丁目他4交差点（自衛隊正門前交差点、花立5丁目交差点、佐土原1丁目東交差点、桜木6丁目交差点）の交差点形状の変更にかかる設計業務の遂行にあたって、必要な測量を行う。具体的業務内容は以下のとおりとする。

① 基準点測量

(1) 4級基準点測量(43点)

② 水準測量

(1) 3級水準測量(4.6km)

③ 現地測量

(1) 作業計画(現地測量)

(2) 現地測量(0.075km²)

④ 路線測量

(1) 作業計画(路線測量)

(2) 現地踏査(2.10km)

(3) 中心線測量(2.10km)

(4) 仮BM設置測量(2.10km)

(5) 縦断測量(2.10km)

(6) 横断測量(2.10km)

2) 設計業務

交差点予備設計

桜木6丁目交差点の交差点形状の変更について、既存資料の成果を基に設計条件を確認・整理し、最適な交差点形状を比較検討の上、概略設計を行う。具体的な業務内容は以下の通りとする。

※概算工事費は同章第5条「数量計算書」に基づき取りまとめた数量を用い算出すること。

① 設計計画

② 現地踏査

③ 平面・縦断設計

④ 横断設計

⑤ 交差点容量・路面表示

- ⑥ 設計図
- ⑦ 関係機関との協議資料作成
- ⑧ 数量計算
- ⑨ 概算工事費算出
- ⑩ 照査
- ⑪ 報告書作成
- ⑫ その他調査職員が指示するもの

交差点詳細設計

東町一丁目他3交差点（自衛隊正門前交差点、花立5丁目交差点、佐土原1丁目東交差点）の交差点形状の変更について、既存資料の成果を基に、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成すること。具体的な業務内容は以下のとおりとする。

※概算工事費は同章第5条「数量計算書」に基づき取りまとめた数量を用い算出すること。

- ① 設計計画
- ② 現地踏査
- ③ 平面・縦断設計
- ④ 横断設計
- ⑤ 交差点容量・路面表示
- ⑥ 小構造物設計
- ⑦ 用排水設計
- ⑧ 設計図
- ⑨ 関係機関との協議資料作成
- ⑩ 数量計算
- ⑪ 概算工事費算出
- ⑫ 照査
- ⑬ 報告書作成
- ⑭ その他調査職員が指示するもの

3) 設計協議

- ・業務着手時、中間打合せ2回以上、成果品納入時

第3条 整備効果検証

過年度に実施した交通量調査結果等を踏まえ、今回の交差点計画について交通マイクロシミュレーション解析を用いて、連続する交差点解析を行い、渋滞対策整備効果を整理するものとする。

- ・基本交差点 4箇所（自衛隊正門前交差点、花立5丁目交差点、
佐土原1丁目東交差点、桜木6丁目交差点）
- ・近接交差点 5箇所 計9箇所

① 現況再現

交通量調査結果より、朝夕ピーク時間帯について現況交通量の再現を図るものとする。連続する信号の連動等を勘案し、交通マイクロシミュレーション解析を行い、現況再現性について通過台数、滞留長の検証を行う。

解析に用いるソフト等は、国内で利用実績のある交通マイクロシミュレーションソフトを原則用いるものとし、使用ソフトは監督職員へ確認・承諾を得る事とする。

（一般社団法人 交通工学研究会 交通シミュレーションクリアリングハウス HP 参照）

② 整備効果の検証

本業務で検討する交差点計画について整備効果の検証を行うものとし、滞留長及び解析区間の旅行速度、所要時間等の効果について取りまとめる。合わせて、視覚的に確認できるVRデータを作成する。

第4条 関係機関との協議資料作成

1) 関係機関

業務計画書の作成にあたり関係機関については関係法令等を含め照査を行うこと。照査の結果、新たに協議が必要な機関が明らかになった場合には、調査職員に報告すること。

2) 協議資料作成

①関係機関との協議が必要な場合には、協議用資料、説明用資料、議事録、その他調査職員が指示する資料を作成すること。

②関係機関への届出等が必要となる場合は、その資料についても作成を行うこと。

第5条 数量計算書

1) 数量計算書は、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省・最新版）により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」（国土交通省・最新版）に基づき工種別、区間別に取りまとめるものとする。

2) 数量総括表は、調査職員が指示する様式を使用すること。

3) 数量総括表は、「令和7年度改訂版 工事工種体系ツリー」（国土交通省 国土技術政策総合研究所）に基づき作成すること。

第6条 その他

- 1) 設計書・仕様書等に記載なき事項で疑義等が生じた場合は、速やかに調査職員と協議し、その指示に従うこと。
- 2) 「主要地方道 熊本益城大津線東町一丁目交差点外渋滞対策検討業務委託」にて提示された改良案の妥当性について、改めて検討を行うこと。
- 3) 追加となる業務が明らかとなった場合には調査職員と協議すること。

第3章 成果品

第1条 成果品（電子納品）

- 1) 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- 2) 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び熊本市電子納品運用ガイドライン（案）（土木編）に基づいて作成することとする。
- 3) 電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R・DVD-R）で2部、印刷製本した成果品を1部提出する。なお、電子納品対象外の書類は、紙媒体により2部とする。
- 4) 成果品の提出の際には、「熊本市電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
- 5) 電子検査に必要なパソコンについては原則受託者が準備することとする。受託者が準備できない場合は、別途協議する。

第2条 提出場所

成果品の提出場所は、熊本市都市建設局交通政策部交通企画課とする。